

白糸ハイランドウェイ 一般自動車道供用約款

(約款の効力)

- 第1条 当社の経営する自動車道、駐車場及びそれらの付帯施設（以下「自動車道」という。）の供用に関する契約は、法令の規定又は特約のある場合を除き、この約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。
2. 自動車道を通行し、又は使用するもの（以下「使用者」という。）は、この供用約款を承認し、かつこれに同意したものとする。

(自動車道の区間)

- 第2条 自動車道の区間は、つぎのとおりとする。

起点：長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字長倉山国有林89い（通称峰の茶屋）

終点：長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字唐堀1,339番地（通称三笠）

(所在不明の相手方に対する通知)

- 第3条 当社は、自動車道の事業に関し、通知又は催告をしようとする場合において、相手方の所在を知ることができないとき、又はそれを知ることが著しく困難なときは、通知又は催告すべき事項を当社のウェブサイトに掲載するとともに関係料金徴収所に公衆に見易いように掲示して、これに代える。
2. 前項の場合、掲示を始めた日から3週間を経過したときは、その通知又は催告は相手方に到着したものとみなす。

(使用料金)

- 第4条 自動車道の使用料金は、供用した日において、国土交通大臣の認可を受けて関係料金徴収所に掲示している使用料金とする。

(使用料金の収受)

- 第5条 使用者は、あらかじめ特約のある場合を除いて、最初に通過する料金徴収所において、使用する区間を申し出て、所定の使用料金を支払い、当社所定の使用券を所持しなければ、自動車道を使用することができない。ただし、最初に通過する料金徴収所に職員が配置されていないときは、自動車道退出の際、所定料金を支払えばよい。

(使用券)

- 第6条 使用券の種類は、つぎのとおりとする。

- (1) 普通使用券
- (2) 前売使用券

(使用券の提示等)

- 第7条 使用者は、最初の料金徴収所を通過してから、その自動車道の使用を終るまでの間、つねに使用券を所持し、当社職員の請求があったときは、それを提示しなければならない。ただし、第5条第1項ただし書の場合は、この限りでない。（使用券の不正使用）

(使用券の不正使用)

第8条 当社は、使用者が使用券を不正に使用した場合は、所定の料金額のほかにその倍額に相当する金額を併せて徴収することができる。

2. 当社は、使用者が前条に定める提示をしなかった場合は、使用者が所定の使用料金を支払った後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、所定の使用料金を徴収することができる。

(使用料金の払戻し)

第9条 当社は、天災その他やむを得ない理由により、自動車道の使用ができなくなったときは、收受した使用料金額に相当する金額を払い戻す。ただし、使用ができなくなった原因について責任のある使用者に対しては、この限りでない。

2. 当社は、前項の理由により自動車道の供用ができない期間が一日を超えた場合は、前売り使用券の有効期間を、その超えた日数だけ延期する。

3. 当社は、供用上支障がない場合において、使用者が自動車道の中で退出したときは、使用しなかった区間に対する使用料金の払い戻しをしない。

4. 当社は、次条第2項の規定によって自動車道からの退去を求められた使用者に対しては、使用料金の払い戻しをしない。

(供用の拒絶)

第10条 当社は、法令及び監督官庁から認可された保安上の供用制限に定める場合のほか、当社が定める営業時間以外の時間において供用を求められた場合及び営業時間内に使用を終了することが著しく困難であると認められた場合には供用を拒絶することができる。ただし、使用者にやむを得ない事由があると認められる場合はこの限りでない。

2. 当社は、使用者が法令、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、若しくは第12条の規定に反する行為をしたときは、自動車道からの退去を求めることができる。

(営業時間)

第11条 当社は、自動車道の営業時間を定め、これを関係料金徴収所に掲示する。これを変更したときも同様とする。

(職員の指示)

第12条 使用者は、当社の職員が自動車道の安全の維持又は交通の整理等のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(責任の始期及び終期)

第13条 使用者に対する当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退出したときに終る。

(原状回復又は損害賠償)

第14条 自動車道を破損したものは、直ちにこれを原状に回復するか又はその損害を賠償しなければならない。

(自動車道における損害についての責任)

第15条 当社は、当社又は当社の職員が供用に関して注意を怠らなかったことを証明した場合及び使用者の責任に帰すべき事由に基づく場合を除いて、第13条の期間内に使用者が自動車道の使用のため蒙った損害を賠償する。

(物品販売等の禁止)

第16条 使用者は、自動車道において、当社の許可を得ずに物品販売、はん布、又は演説、広告その他これに類する行為をしてはならない。

昭和38年2月5日

新陸自旅第165号認可

改訂：令和4年5月18日

4道管第67号